

奈良県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年6月26日

奈良県公安委員会

委員長 山口昌紀

奈良県公安委員会規則第7号

奈良県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

奈良県道路交通法施行細則（昭和48年12月奈良県公安委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第13条第1号のアの(ア)中「乗せ、又はひも等で背負い乗車する」を「乗車させる」に改め、同ア中(ウ)を(カ)とし、同アの(イ)中「第48条の8第2項」を「第48条の14第2項」に改め、同(イ)を同アの(エ)とし、同アの(ア)の次に次のように加える。

- (イ) 16歳以上の者が、幼児2人を幼児二人同乗用自転車（運転者のための乗車装置及び二の幼児用座席を設けるために必要な特別の構造又は装置を有する自転車をいう。）の幼児用座席に乗車させる場合
- (ウ) 16歳以上の者が、幼児1人をひも等で確実に背負い乗車する場合（(イ)に該当する場合を除く。）

附 則

この規則は、平成21年7月1日から施行する。